

飯塚市行政経営戦略推進ビジョン・プラン策定及び実行支援業務委託プロポーザル実施要領

1 業務名

飯塚市行政経営戦略推進ビジョン・プラン策定及び実行支援業務委託

2 業務の目的

本事業では、現行の飯塚市第二次行財政改革大綱、第二次行財政改革後期実施計画が令和5年度で終了することから、「自治体DX推進計画」、「働き方改革推進計画」を包含した新たなビジョン及びプランを策定し、VUCA^(注1)の時代における本市の行政経営の戦略を内外に示すとともに組織一丸となって実行することを目的とする。

また、計画の推進を各所管部署任せにせず強力に実行支援を行うとともに、状況変化に柔軟に対応できる体制を確立する。ビジョン及びプランの策定と並行し、優先順位を明確にしつつ先行実施を始めることで、職員間における改革機運を早期に醸成し、目まぐるしく変化する時代に対応できる組織及び経営体制をいち早く確立することを目指す。

(注1)VUCA：先行きが不透明で、将来の予測が困難な状態を意味します。

3 履行場所

飯塚市 地内

4 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで

5 業務の内容

別紙「飯塚市行政経営戦略推進ビジョン・プラン策定及び実行支援業務委託仕様書」のとおり

6 見積限度額

18,892,000円(消費税及び地方消費税を除く)

7 参加資格及び要件

次の各号に掲げる資格要件のすべてを満たす者とする。

- (1)福岡県内に本社、支社、営業所等を有し、迅速な連絡調整と対応が可能であること。
- (2)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3)飯塚市有資格者名簿(以下、「名簿」という。)に登載されている者にあつては、飯塚市指名競争入札参加者の指名停止措置要綱(平成19年飯塚市告示第28号)の規定に基づく指名停止期間中でないこと及び飯塚市競争入札参加者の指名保留基準の規定に基づく指名保留期間中でないこと。また、名簿登載者以外のものにあつては、当該要綱の別表各号に掲げる指名停止措置要件に該当していないこと。

- (4)会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (5)民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (6)破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (7)国税及び地方税に滞納がないこと。
- (8)福岡県暴力団排除条例(平成 21 年福岡県条例第 59 号)に規定する暴力団または暴力団員等でないこと。また同条例「第四章暴力団員等に対する利益の供与の禁止等」の規定に該当しないこと。

8 事業者の公募

- (1)事業者の公募は、市公式ホームページに掲載して行う。
- (2)公募の期間は、令和 5 年 4 月 1 日(土)から令和 5 年 4 月 21 日(金)とする。

9 実施スケジュール(予定)

内容	期限等
公募の開始	令和 5 年 4 月 1 日(土)
質問票提出期限	令和 5 年 4 月 1 日(土)から 令和 5 年 4 月 11 日(火)17 時 15 分まで
質問票回答期限	令和 5 年 4 月 13 日(木)
参加表明書の提出期限	令和 5 年 4 月 1 日(土)から 令和 5 年 4 月 13 日(木)17 時 15 分まで
企画提案書等の提出期限	令和 5 年 4 月 1 日(土)から 令和 5 年 4 月 21 日(金)17 時 15 分まで
審査(プレゼンテーション)	令和 5 年 4 月 27 日(木) ※予定 (提案者が多数の場合は、審査日程が複数日となる場合があります。)
審査結果通知	令和 5 年 5 月上旬 ※予定

10 審査方法及び審査基準

審査は、飯塚市職員で構成する飯塚市行政経営戦略推進ビジョン・プラン策定及び実行支援業務受託事業者審査委員会(以下「審査委員会」という。)において行う。

(1) 審査

企画提案書提出者からの書類及びプレゼンテーションによる審査を実施する。

(2) 審査手順

審査にあたっては、審査基準に基づき採点し、最高得点の提案者を受託候補者として決定する。採点にあたっては、審査委員会委員がそれぞれ採点し、その合計点により点数を算出する。

最高得点の点数の同じ者が2者以上ある場合には、審査項目 No7(業務工程)、No10(行財政改革)、No11(DX 推進)、No12(働き方改革)、No13(BPR^(注2)実施)の5項目の合計点が最も高い者を選定する。

ただし、審査の結果、最高得点の提案者の総得点数が6割に満たない場合は受託候補者とししない。

(注2)BPR：コスト、品質、サービス、スピードのような重大で現代的なパフォーマンス基準を劇的に改善するために、ビジネス・プロセスを根本的に考え直し、抜本的にそれを再設計すること。

(3) 審査項目

審査項目は、次表のとおりとする。

No	審査基準	審査項目	審査内容	内訳
1	業務履行能力	業務実績 (計画策定)	本業務と同種又は類似業務(行財政改革プラン等)についての過去の実績があるか。	5
2		業務実績 (BPR 実施)	本業務と同種又は類似業務(行財政改革の実行支援)についての過去の実績があるか。	5
3		技術者実績 (計画策定)	本案件を受託した場合の主任技術者となる者等が過去に同種又は類似業務(行財政改革プラン等)の実績があるか。	5
4		技術者実績 (BPR 実施)	本案件を受託した場合の主任技術者となる者等が過去に同種又は類似業務(行財政改革の実行支援)の実績があるか。	5
5	見積額		費用積算根拠が示され、見積額が内容に見合ったものであるか。	5
6	企画提案 内容の 妥当性 新規性 創造性 実現性	業務体制	実施体制、支援体制、役割分担等が具体的な内容となっているか。	10
7		業務工程	業務を実施するにあたってのスケジュールが整理されており、具体性・実現性があるか。令和6年度予算要求に対応できる工程となっているか。	20
8		現状把握	本市の現状や課題等を的確に把握した提案となっているか。	10
9		各課ヒアリング 調査の体制	各課ヒアリング調査の体制や実施時期、調査内容が、実効性のあるものとなっているか。	10
10		行財政改革	行財政改革について、有益な提案が見込める内容となっているか。	20
11		DX 推進	DX 推進について、有益な提案が見込める内容となっているか。自治体 DX 推進計画を包含した内容となっているか。	20

12		働き方改革	働き方改革について、有益な提案が見込める内容となっているか。働き方改革推進計画を包含した内容となっているか。	20
13		BPR 実施	BPR 実施にあたって、実施分野の提案に具体性、実現性があり、効果を見込める提案となっているか。	20
14	プレゼン能力		プレゼンテーションにあたり、業務知識を十分に活かし、ポイントを押さえた分かりやすい説明や質疑応答への的確な対応がなされているか。	5
合計				160

(4) 審査過程の非公開

審査委員会については、非公開とする。

また、審査結果及び審査内容についての質問・異議申し立ては一切受け付けない。

11 実施要領及び仕様書に関する質問の受付・回答

本要領又は仕様書の内容に関し、質問がある場合は、質問票(様式第4号)により電子メールにて提出すること。

(1) 受付期限

令和5年4月11日(火)17時15分まで(必着)

(2) 提出方法

質問票(様式第4号)により電子メールで提出すること。電子メール以外は受け付けない。

メールアドレス：gyomu-dx@city.iizuka.lg.jp

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和5年4月13日(木)までに市の公式ホームページで質問者名を伏せて掲載する。

12 参加表明書の提出

プロポーザルに参加を希望する者は、以下により参加表明書及び必要書類を提出すること。

(1) 提出期限

令和5年4月13日(木)17時15分まで(必着)

(2) 提出場所

「21. 問い合わせ先」に記載する担当窓口にすること。

(3) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る。)による。

(4) 提出書類・・・(提出部数)

ア 参加表明書(様式第1号)・・・・・・・・・・1部

イ 会社概要書(様式第2号)・・・・・・・・・・1部

- ウ 業務実績調書【計画策定実績】(様式第 3-1 号)・・・8 部
 - エ 業務実績調書【BPR 実施実績】(様式第 3-2 号)・・・8 部
 - オ 業務実績調書【計画策定・BPR 実施一括受託実績】(様式第 3-3 号)・・・8 部
 - カ 会社概要(会社パンフレットなど任意)・・・1 部
 - キ 過去 5 年間に地方公共団体に納品した本業務と同種の計画書又は概要版・・・1 部
 - ク 審査結果通知書の返信用封筒(返信先を記載し 84 円切手を貼った長 3 封筒)・・・1 部
 - ケ 役員名簿(様式第 2-2 号)・・・1 部
 - コ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(所轄法務局が提出日から 3 ヶ月以内に発行した現行と相違のないもの。写し可)・・・1 部
 - サ 財務諸表(直近の決算のもの)・・・1 部
 - シ 国税及び地方税の納税証明書(未納がないことが確認できるもの。写し可)・・・1 部
 - ス 印鑑証明書(名簿に登載されていない者は、原本を添付。なお副本は写し可)・・・1 部
 - セ 委任状(任意様式)※支店・営業所等を代理人とする場合・・・1 部
- ※名簿登載者については、ケ、コ、サ、シ、スの提出は不要。
 ※本業務と同種の実績がない場合であっても、ウ、エ、オの提出は必要。
 ※本業務と同種の実績がない場合は、キの提出は不要。
 ※コ、シ、スについては、提出日以前 3 箇月以内に発行されたものに限る。

13 プロポーザル参加の辞退

参加表明書の提出後にプロポーザルの参加を辞退する場合は、令和 5 年 4 月 24 日(月) 17 時 15 分までに辞退届(様式第 5 号)の持参によって、辞退を認める。

14 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和 5 年 4 月 21 日(金) 17 時 15 分まで(必着)

(2) 提出場所

「21. 問い合わせ先」に記載する担当窓口にすること。

(3) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る。)による。

(4) 提出書類

企画提案書については、次のアからオまでの書類を作成し、書類の提出にあたっては、A4 フラットファイル等を使用し、インデックス等の活用により、見やすいものとする。

ア 企画提案書(様式第 6 号) ※表紙として使用すること。

イ 提案書(任意様式)

基本方針やコンセプトなどがイメージできるもの。

本実施要領「10. 審査方法及び審査基準」の審査項目 No.1～13 の項目(No.5 は除く)ごとに、必ず審査項目を見出しにして具体的な提案を行うこと。

提案書については、A4 版長辺綴じ、横書き、30 ページ以内とし、文字は 11 ポイント以上で、両面印刷とする。ただし、図表等で必要な場合のみ A3 版を折り込んで作成しても差し支えない。

ウ 見積金額内訳書(任意様式)

エ 業務工程表(任意様式)

オ 業務体制表(様式第7号)

(5)提出部数

各 8 部(正本 1 部 副本 7 部)

※副本 7 部についてはコピー可とし、事業者の名称やその他事業者が特定される情報(ロゴマーク等)は記載しないこと。(写真等の資料にも記載がないことを確認すること。)

15 審査(プレゼンテーション)

(1)実施日

令和5年4月27日(木)

※開始時間は令和5年4月24日(月)までに実施場所等と合わせて、電話および電子メールにより通知する。

(2)参加人数

3名以内(配置予定の主任技術者及び担当者は必ず出席すること。)

(3)審査時間

30分以内とする。(説明 15分、質疑応答 15分)

(4)留意事項

ア プレゼンテーションは、提出した企画提案書等に基づいて行うものとする。事業者の名称やその他事業者が特定される情報(ロゴマーク等)は記載しないこと。(写真等の資料にも記載がないことを確認すること。)

イ 原則、プレゼンテーション審査の順番は企画提案書等の提出順とする。

ウ パソコン等を用いた説明を行う場合は、提案者側で機器を準備すること。

(スクリーンは市で準備する。)

エ プレゼンテーションの際、追加資料は一切認めない。

16 審査結果の通知

審査結果は令和5年5月上旬に、書面により通知する。(予定)

17 審査結果の公表

審査の結果については、飯塚市ホームページに以下の内容で公表する。

(1)受託候補者の名称、所在地、総得点

(2)受託候補者以外の総得点(社名等は、非公開とする。)

18 契約の締結

(1)契約手続き

受託候補者として選定された者と契約締結の交渉を行う。ただし契約交渉が不調の時は、順位付けを行った上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

なお、受託候補者が、地方自治法施行令第167条の第4第1項又は第2項の規定に該当する場

合、又は飯塚市からの指名停止を受けることとなった場合は契約の締結を行わない。
契約手続きに係る詳細については、飯塚市契約規則に従って取り扱うものとする。

(2) 契約内容

内容については、市と受託候補者とで提案内容に基づき協議を行い、仕様書(委託内容)を確定させることとする。

(3) 再委託

受託候補者は、業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により本市の承諾を得たときは、この限りではない。

19 失格条項

次のいずれかに該当する場合には該当参加者を失格とし、そのプロポーザル提案は無効とする。

- (1) 本実施要領 7 に記載の参加資格を満たさなくなった場合
- (2) 定められた提出方法、提出期限などの条件に適合していない場合
- (3) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合
- (4) 虚偽の内容が記載された場合
- (5) 契約が締結できない又は締結の意思が認められない場合
- (6) 本実施要領 6 に記載の見積限度額を超える見積額で提案された場合
- (7) 公正に欠いた行為があったとして審査委員会が認めた場合
- (8) 飯塚市指名競争入札参加者の指名停止措置要綱(平成 19 年告示第 28 号)の規定に該当する行為が認められた場合

20 その他の留意事項

- (1) 提出された提案書等は、一切返却しないものとする。
- (2) 提案書の提出期限以降における提案書の差し替え及び追加、削除は認めない。
- (3) 提出された提案書等は、プロポーザルに係る審議以外には提出者に無断で使用しない。

21 問い合わせ先

〒820-8501 福岡県飯塚市新立岩 5 番 5 号

飯塚市 行政経営部 業務改善・DX 推進課(担当：野見山、伊佐)

電話：0948-22-5500(内線 1342・1343)

F A X：0948-22-5754

E-mail：gyomu-dx@city.iizuka.lg.jp